

川崎市告示第527号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を
令和7年10月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和7年10月20日から令和7年11月4日
まで一般の縦覧に供します。

令和7年10月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
34	市ノ坪	中原区 市ノ坪	548番 139先	
	第212号線	中原区 市ノ坪	548番 105先	
35	梶ヶ谷	高津区 梶ヶ谷6丁目	14番 3先	
	第84号線	高津区 梶ヶ谷6丁目	14番 67先	
36	宿河原	多摩区 宿河原5丁目	2046番 15先	
	第300号線	多摩区 宿河原5丁目	2046番 25先	
37	王禅寺東	麻生区 王禅寺東4丁目	1798番 5先	
	第4号線	麻生区 王禅寺東4丁目	1799番 3先	
		以下余白		